

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1439号)

平成29年9月26日

横 情 審 答 申 第 1439 号

平 成 29 年 9 月 26 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成29年1月16日総労第1373号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。」の非開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。」を保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「現存文書すべて 総務局人事部労務課の所持する「初任給格付けマニュアル」にある初任給格付の方法（事務）の「公務員同種」「民間同種」「公務員異種」「民間異種」に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」もしくはそれに類するもの。 「同種」「異種」は職員の判断による、との説明があったが、個々の判断を職員がおこなっているとは考えられない。具体的な職種の記された分類表があってしかるべき、と考えるので、その公開を請求します。」（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年12月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 社会人採用職員の本市採用前の職歴については、職員本人が職種及び職務内容を申告している。職員本人が申告している職種名だけで直ちに同種、異種の判断はしておらず、申告された個々の職務内容の詳細を確認することにより同種か異種かを判断している。
- (2) 審査請求人が主張するような具体的な職種を列記した「運用マニュアル」に類するものは作成しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見

は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件審査請求文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 実施機関が非開示とした本件審査請求文書の内容は、初任給格付けマニュアル（以下「格付けマニュアル」という。）にある公務員同種、民間同種、公務員異種、民間異種に分類される具体的な職種の記された「運用マニュアル」である。本件審査請求文書の存在を否定することは、同種と異種の判断をする根拠が存在しないと言っていることと同意である。もし存在しないのであれば、換算率は公務員と民間の２種しかなく、公務員出身者と民間出身者の経歴換算で差別のある運用がされていることの証明である。
- (3) 代表的な職種の記された判断基準がなければ、同種か異種かの判断を行う担当職員の裁量に依存することになり、同種、異種の決定の基準が一意に定まらない。判断基準がないにもかかわらず職員の裁量に依存しない換算率を出すには、公務員経験は一律10割、民間経験は一律 7 割で換算するという方法を用いて運用していると考えられない。

5 審査会の判断

- (1) 初任給の決定に係る事務について

横浜市では一般職の職員の給与に関し、横浜市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年3月横浜市条例第15号）で給料表等を定めており、職務の級号給に応じた給料等を支給している。新たに採用された職員の初任給は、職員の任用に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第17号。以下「任用規則」という。）及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成19年3月横浜市人事委員会規則第11号。以下「初任給規則」という。）に基づき決定される。

初任給規則第6条第1項別表第2の初任給基準表では新たに職員となった者の区分ごとの号給を定めており、学歴、免許等を取得した以降に職歴等の年数がある場合には、任用規則第26条第2項別表第3に定める経験年数換算表の換算率を適用して経験年数とし、経験年数のうち5年までの年数の月数について12月で除して得た数と5年を超える年数の月数について15月で除して得た数とを合算した数に4を乗じた数を初任給基準表の号給に加算する。

総務局人事部労務課（以下「労務課」という。）では、まず、採用予定者自身が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づいて、適用する換算率を判断し、経験年数を計算する。次に、経験年数から経験年数換算表の号給に加算する号給を

計算し、計算結果を総務局人事部人事課（以下「人事課」という。）へ提出する。
労務課から提出された計算結果を受け、人事課では採用時の号給を決定している。

(2) 本件審査請求文書について

ア 本件開示請求に係る開示請求書の記載等から、審査請求人は、労務課が保有する格付けマニュアルに記載されている「初任給格付の方法（事務）」の公務員同種、民間同種、公務員異種及び民間異種の4つに分類される具体的な職種の記された行政文書を求めていると解される。

なお、格付けマニュアルについては、審査請求人から別途開示請求がなされ、実施機関は開示決定を行い、審査請求人に開示している。

イ 実施機関は、採用予定者が採用前に申告する職種及び職務内容詳細を個別に検討し、過去の採用事例に鑑みて、同種又は異種の判断をしており、職種名だけで直ちに判断をしていないことから、本件開示請求に係る行政文書は作成しておらず、保有していないため非開示としている。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、審査請求人が求めていると解される具体的な職種を列記した運用マニュアルに類するものは作成しておらず、保有していないと説明しているため、当審査会で、平成29年6月30日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 同種又は異種の判断については、採用予定者が申告書に記載する職種名及び職務内容詳細に基づき、同種又は異種の判断を個別に検討している。記載されている職種名と職務内容詳細に違いがあり、結びついていない場合、職種名のみに基づき同種又は異種の判断をすると、実際の職務内容からかけ離れた判断を行うこととなる。したがって、職種名による一律判断ではなく、職務内容詳細から判断を行っており、判断に際しては、労務課の担当職員が複数で確認している。

(イ) 資格職で業務内容が全く同じである看護師や保健師等は公務員等と民間職員等の換算率に差は設けず、同種として換算しており、全ての職種において公務員等と民間職員等の換算率に差を設けているわけではない。

(ウ) 同種又は異種の判断に迷う疑義案件については、当該業務を前年度以前から複数年度経験している者を含む労務課の担当職員、担当係長及び課長による格付調整会議を開き、労務課としての最終判断を行っている。格付調整会議では、

疑義案件に係る申告書の職務内容詳細をパソコンの画面上で表示しながら、過去に類似事例がある場合には、当該事例のデータも参考に、いずれも個別具体的に検討し、判断している。したがって、過去の疑義案件を判断事例として集約した事例集や、同種又は異種の判断の手掛かりとなるようなものは作成していない。

- (エ) 同種又は異種の判断に基づき適用される換算率及び号給の計算結果については、当該年度の採用予定者全てのデータをまとめて、労務課長が決裁を行い、人事課へ提出している。

決裁時の伺文書には、採用予定者が記載する職種名及び職種内容詳細に加え、換算率、経験年数及び初任給の号給が記された申告書が添付される。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

- (ア) 実施機関の説明によると、同種又は異種の判断については、採用予定者が記載する職種名からは、職務内容詳細が結びつかない場合があるため、職種名だけではなく職務内容詳細に基づいて判断を行っているとのことであった。仮に採用予定者が過去に営業職に従事していたとして、実際には営業のみならず経理等の総務業務を行う場合があることは想定し得る。このような事情に鑑みると、個別具体的に検討し職種名のみに基づき同種又は異種の判断を行わないため、分類ごとに具体的な職種名が列記された行政文書を作成する必要があるとする実施機関の説明は不合理とは言えない。

- (イ) もっとも、審査請求人が主張するように、職種名が記載された内部マニュアル等の文書がなければ同種又は異種の判断は労務課の担当職員の裁量によることとなり、一貫した客観性が担保されているかとの疑問が残る。そこで、当審査会で、行政文書性にかかわらず、過去の疑義案件に係る事例集や労務課の担当職員のメモ等の存否について改めて実施機関に確認したところ、採用予定者が記載する申告書のデータ以外に、判断の参考となる事例集やメモ等を含めていかなる資料や文書も作成しておらず、保有していないとのことであった。

同種又は異種の判断には、過去の疑義案件や判断基準に関する何らかの文書があるはずであるという審査請求人の主張もあるが、審査請求人が求める同種又は異種に分類される具体的な職種の記された文書の存在は確認できず、また、存在を推認させる特段の事情は認められなかった。

- (ウ) その他、審査請求人は種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響を及

ばすものではない。

ウ これらのことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないという実施機関の説明は、不自然とまでは言えない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書は保有していないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 小林雅信、委員 山本未来

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年 1 月 16 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年 2 月 16 日 (第208回第三部会) 平成29年 2 月 24 日 (第309回第二部会)	・ 諮問の報告
平成29年 2 月 24 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
平成29年 2 月 28 日 (第300回第一部会)	・ 諮問の報告
平成29年 4 月 25 日 (第302回第一部会)	・ 審議
平成29年 5 月 19 日 (第303回第一部会)	・ 審議
平成29年 6 月 30 日 (第304回第一部会)	・ 実施機関から事情聴取 ・ 審議
平成29年 7 月 25 日 (第305回第一部会)	・ 審議
平成29年 8 月 7 日 (第306回第一部会)	・ 審議